

第2次静岡市総合計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、第2次総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、幅広い視野からの意見を求めるため、第2次静岡市総合計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、総合計画のうち基本計画に関する事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内で活動する各種団体の構成員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 会長は、懇話会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、経営企画局 経営企画部 経営企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定の日にその効力を失う。